

令和5年度 「障害者週間」の作品募集

問 長崎県福祉保健部障害福祉課 ☎895-2451

毎年12月3日から9日までは「障害者週間」です。この期間を中心に、障害や障害のある人に対する関心や理解を深めるための様々な取組みが全国各地で実施されます。

内閣府では、「障害者週間」の取組みの一つとして、都道府県・指定都市と共催して「心の輪を広げる体験作文」と「障害者週間のポスター」を募集しています。

対 小学生以上

申 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
長崎県福祉保健部障害福祉課

☑ 9月4日(月) 他 詳しくはお問合せください。



年金 だより

どんな手続きをしたらいいの？

問 長崎北年金事務所 ☎861-1354 長崎南年金事務所 ☎825-8701
健康保険課年金係 ☎801-5821

その時々届出を忘れて将来年金がもらえない場合もありますので、手続きは必ず行いましょう。
【加入について】

こんなとき	手続き	必要なもの
会社を退職したとき (厚生年金の喪失)	国民年金加入 (被扶養配偶者も同様)	マイナンバーカードまたは年金手帳(基礎年金番号通知書) 資格喪失証明書または離職票など
第2号被保険者(会社員・公務員)の配偶者扶養からはずれた	種別変更	マイナンバーカードまたは年金手帳(基礎年金番号通知書) 資格喪失証明書
外国に居住する	資格喪失 <希望により任意加入> (転出届手続きの後)	マイナンバーカードまたは年金手帳(基礎年金番号通知書) 預金通帳および通帳届出印 ※
外国から帰国した	国民年金加入 (転入届手続きの後)	マイナンバーカードまたは年金手帳(基礎年金番号通知書) パスポート

※任意加入しない場合、または任意加入する方で国内協力者が納付書でお支払いする場合は、預金通帳および通帳届出印は不要です。

マイナポータルから国民年金加入の電子申請ができます。<任意加入は除く>

※電子申請にはマイナポータルの「利用者登録」が必要です。

詳しくは、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)でご確認ください。